情報機関は何をやってきたのか

ースノーデンの時代から高市政権のスパイ機関創設計画の現在まで

２０２５年１２月１３日　　　小笠原みどり

かながわ県民センター　主催・JCA-NET

概要

１、いま「スパイ防止法」「インテリジェンス政策」としてつくられようとしている制度は何か

２、なぜアメリカの制度の丸写しなのか

３、アメリカのスパイ防止法はどんな結果をもたらしたのか

４、スパイ組織は誰の利益を追求してきたのか

５、スパイ防止法とスパイ機関の創設は日本社会をどう変えるか

1、いま「スパイ防止法」「インテリジェンス政策」としてつくられようとしている制度は何か

- 自民党、参政党、日本維新の会、国民民主党などがそれぞれに法案、提言、要綱を発表
  - 内閣情報調査室及び内閣情報官を格上げして、公式な国内治安機関「国家情報局」「国家情報局長」とする。
  - 対外情報庁（日本版CIA）をつくる。
  - 防諜対策として外国代理人登録制度（Foreign Agent Registry）をつくる。
- いずれもアメリカの制度のコピーで、アメリカのスパイ機関が関係国に設置を強く望んでいる



日本維新の会

II インテリジェンスとは

一般的に、インテリジェンスは、機能×領域で表される。機能(Function)は、1諜報 (Intelligence collection)、2防諜(Counter-intelligence)、3非公然活動(Covert action)の3つに分類される。また、領域(Domain)として、非軍事領域(Civil intelligence)及び軍事領域(Military intelligence)が存在し、非軍事領域は、担当する地 理的範囲(Geographic orientation)別に、対外インテリジェンス(Foreign intelligence) 及び対内インテリジェンス(Domestic intelligence)が存在する。

また、インテリジェンスに関する主な手法(Discipline)は、HUMINT(人的情報)、 SIGINT(通信・電波情報)、IMINT(画像情報)、MASINT(測定・特性情報)、TECHINT (技術情報)、OSINT(公開情報)等が挙げられる。

「インテリジェンス改革」及び「スパイ防止法」（仮称）の策定に関する中間論点整理

令和 7 年 10 月 1 日

日本維新の会　安全保障調査会

インテリジェンス・スパイ防止法タスクフォース

I　問題意識

国力発露の手段は、「DIME」（Diplomacy, Information, Military, Economy）に集約される。外交、情報、軍事、経済の 4 つである。大東亜戦争後の我が国は、吉田ドクトリンに基づく軽武装・経済重視の路線を歩んできた。要するに、DIME のうち、外交（D）と経済（E）に重きを置き、情報（I）と軍事（M）を劣位に置いてきたと言える。

しかし、国際安全保障環境の変化に伴い、朝鮮戦争勃発後の逆コースから始まり、自衛隊創設、60 年安保改定、湾岸戦争後から 21 世紀初頭の有事法制整備、第二次安倍政権の平和安全法制に至るまで、依然不十分であるものの、軍事（M）面での改革が進められてきた。軍事（M）面での更なる能力向上の加速化を図るため、本年 9 月 18 日、我が党は、提言『21 世紀の国防構想と憲法改正』を公表し、憲法 9 条改正に加え、同盟構想を含む国防構想の更新を提唱した。

本年は、戦後 80 年。80 年にわたる我が国の戦後の歩みの中で、我が国が、国力発露の手段のうち最も軽視してきたのが、情報（I）である。中核たる国家機能の一部に欠缺があったと言わざるを得ない。しかし、昨今の国際安全保障環境の悪化は、それを許さない。従来から存在する中朝同盟に加え、昨年には露朝同盟が締結され、中露協商という状態が成立しているなど、中国、北朝鮮及びロシアの大陸国家群が連携を深化させ、脅威が増大している[1]。我が国にとり、21 世紀における最大の外部環境の変化は、中国の台頭及び外洋への進出である。同盟国及び同志国との連携を通じて我が国の安全保障を確保するためには、我が国の国力発露の手段で欠落している情報（I）面の強化、即ちインテリジェンスに関する国家機能の強化が必須である。

国民民主党

第二 基本的施策

一 外国による不当な影響力の行使の防止のための措置等(第6条関係)

1 国は、外国による我が国に対する不当な影響力の行使の防止に 資するよう、外国の利益を図る目的で行われる一定の活動を把握 し及びこれを国民に周知するための当該活動を行う者に係る国へ の届出制度の創設その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、外国の利益を図る目的で虚偽の情報、不正確な情報その 他誤解を生じさせるおそれのある情報が情報通信技術を用いて拡 散されることが我が国の健全な民主主義の発達に及ぼす影響、当 該影響に適切に対処するための方策等に関する調査研究を行い、 その結果に基づいて、当該影響に適切に対処するために必要な施 策を講ずるものとする。

二 行政組織の整備等 (第7条関係)

1 国は、インテリジェンスを適確に実施することができるように するため、インテリジェンスに関する事務をつかさどる機関及び これを管理する独立行政委員会の設置を含めた必要な行政組織の 整備、関係機関の連携協力の確保その他必要な体制の整備を行う ものとする。

2 国は、1の体制の整備に当たっては、国会の関与による民主的 統制が確保されたものとなるようにしなければならない。

三 情報収集等に係る手法の拡充等 (第8条関係)

1 国は、インテリジェンスを適確に実施することができるように するため、国の安全の確保等に関する政策決定のために必要な情 報収集等に係る手法の拡充その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 1の措置を講ずるに当たっては、インテリジェンスの実施に際 して国民の自由と権利に制限が加えられる場合にあっても、その 制限はインテリジェンスを実施するため必要最小限のものに限ら れ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならないこ とに留意されなければならない。

参
政
党

スパイ防止関連２法案の全体像

１．防諜に関する施策の推進に関する法律案　― 防諜に関する施策を総合的に推進し、我が国及び国民の安全を確保 ―

諜報等・防諜の定義

ちょう
諜報等 ＝
① 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の不当な活動であって、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの
② 虚偽の情報の発信その他の不当な方法により我が国における公職の選挙、国民投票その他の投票又は国若しくは地方公共団体の政策決定に不当な影響を及ぼす活動であって、直接又は間接に、我が国及び国民の安全を害し、又は害するおそれのあるもの

ちょう
防　諜 ＝ **諜報等（①・②）であって外国により行われるものによる悪影響を防止すること。**

基本理念

- 防諜に関する施策は、国際情勢の変化・情報通信技術等の活用の進展に的確に対応することを旨として行われなければならない。
- 防諜に関する施策の策定・実施に当たっては、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。
- 何人も、諜報等を行い、又はこれを助けてはならない。

国の責務等

- **国・地方公共団体の責務**
  自らの事務・事業に関し防諜のための措置を実施
  国：防諜に関する施策を総合的に策定・実施
  　　関係行政機関の連携・協力
  地方公共団体：国の施策への協力
- **事業者の努力**
- **国際的な連携の強化**
- **防諜基本方針の策定（閣議決定）**
  防諜の意義、施策の基本的方針、配慮事項等
  防諜に支障ない範囲で公表、約3年ごとの見直し
- **国会に対する年次報告**

基本的施策

- **国民の理解と関心の増進**
  防諜に関する教育・啓発の推進
- **研究開発の推進等**
  情報通信技術等の研究開発・実証の推進
- **人材の育成・確保**
  防諜に係る専門的な知識・技術を有する人材の育成・確保
- **諸外国の実態の調査等**
  諸外国の防諜の制度・体制・運用等の実態の調査等

集中的に講ずべき施策

- **外国による活動の透明性確保のための制度の創設**
  外国から指示等を受けた者が行う活動の透明性を確保するため、事前の届出・定期的な報告を義務付け（違反時は処罰）
  ⇒ 制度創設のための法制上の措置を政府に義務付け（施行後2年以内）
- **外国による公職の選挙等に不当な影響を及ぼす行為等に関する罰則の整備**
  諜報等に対する罰則（実行の着手前の行為の処罰を含む）の整備
  ⇒ 検討・その結果に基づく法制上の措置を政府に義務付け（施行後2年以内目途）
- **内閣情報調査局の設置**
  内閣情報調査室を内閣情報調査局に格上げ（国家安全保障局と同格を想定）
  防諜に関する情報集約・関係機関への提供の事務等を所掌事務に追加
  ⇒ できるだけ早期に設置することとし、検討・法制上の措置を政府に義務付け
- **防諜に関する施策の策定及び実施の適正の確保**
  政府による施策を監察する機関の設置等
  ⇒ 検討・その結果に基づき可能な限り早い時期の措置を政府に義務付け

対外情報庁の設置に向けた検討

外交・（経済）安全保障・危機管理等に関連する国外の情報の収集・分析を実施する上で中心的な役割を果たす新たな行政組織の設置の検討・必要な措置を政府に義務付け

２．特定秘密保護法・重要経済安保情報保護活用法の一部改正法案　― 適性評価の在り方の見直し・「外国」への漏えいの加重処罰等・毀棄罪の創設等 ―

適性評価の在り方の見直し

調査事項として①・②を明記
① 評価対象者の国籍（過去の国籍を含む）
② 外国渡航・外国居住歴その他の外国との関連性
政府による検討
- 独立公正な立場の機関による評価の実施
- 政務三役等（総理を除く）に対する評価の実施
- 所属歴のある法人・団体についての調査の実施

「外国」への漏えいの加重処罰等

特定秘密・重要経済安保情報（特定秘密等）を
① 外国の利益を図る目的等で
② 「外国」（外国政府等又はその情報収集活動に協力する者）に対して漏らした場合
⇒ 取扱業務者・業務知得者の漏えいを加重処罰
⇒ 不正取得者の漏えいを不正取得罪より重く処罰
⇒ 上記以外の者の漏えいの罰則を創設

毀棄罪の創設

外国の利益を図る等の目的で、財物の損壊、施設への侵入、不正アクセス行為等の情報の管理を害する行為により、特定秘密等を記録する文書等を毀棄した者の罰則を創設

政府による検討

- 特定秘密等の漏えい等の捜査における通信傍受の検討
- 公益通報に伴う漏えい行為の刑事上の責任の在り方の検討

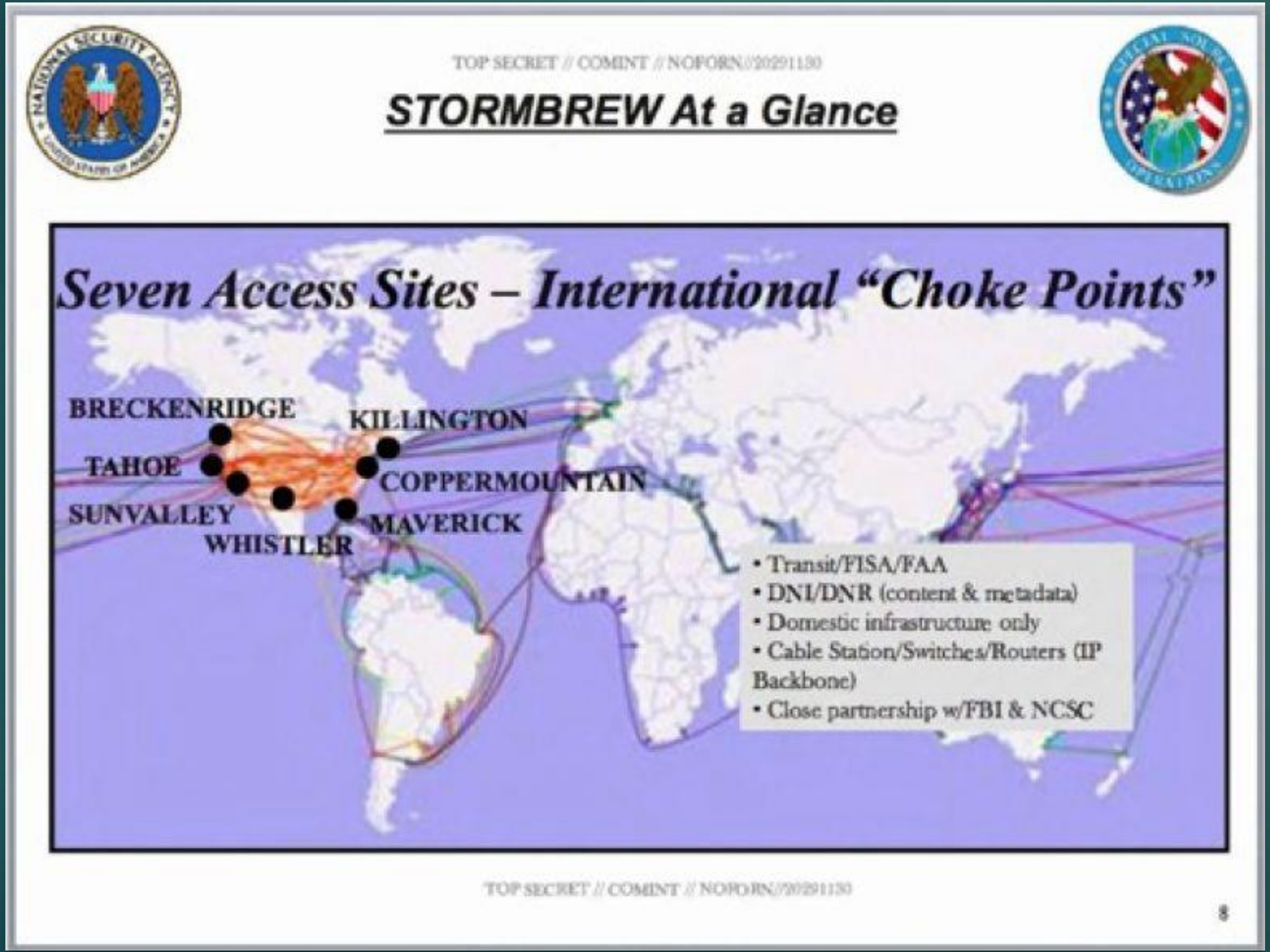
外国代理人登録制度とは

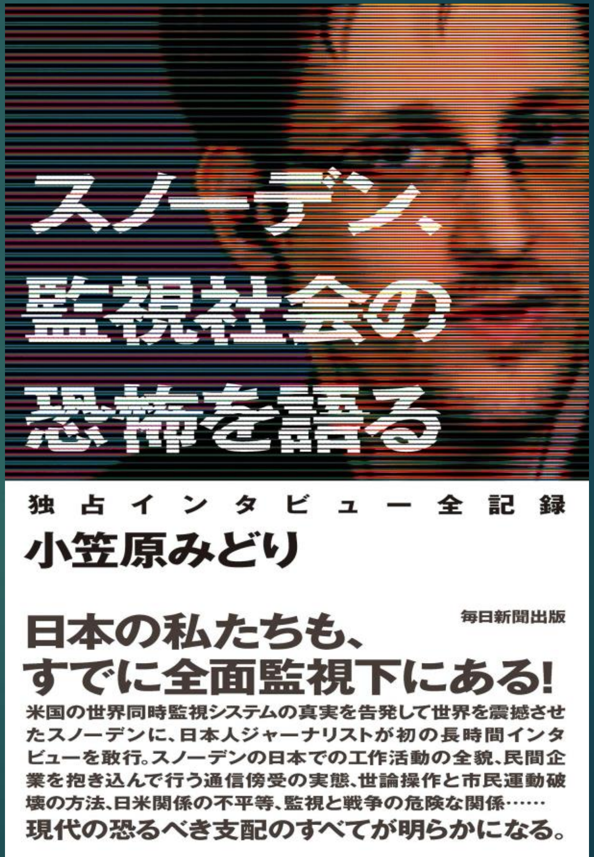
- 外国の利益を代表して活動しているとみなされる人や団体は、日本で登録の義務を負う。登録した人や団体は報告の義務などを課され、常時、日本政府・スパイ機関の監視対象となる。
- 同時に、外国の利益を代表して活動していると日本政府にみなされれば、登録していない人や団体は、日本人でも処罰の対象になる。
- つまり、偶然に、あるいは個人の意見として、外国政府の方針や政策に近い考えだったり、行動を取ったりした結果、「外国の利益を代表している」「中国の手先」「ロシアのスパイ」などとみなされて、日本人も監視対象にされたり、処罰されたりする可能性がある。
- カナダでは２０２３年から「中国政府がカナダの選挙に介入している」というキャンペーンがスパイ機関から全国紙へのリークによって始まり、外国代理人登録制度がつくられる。アメリカやオーストラリアに追随。

登録とは単なる記録ではなく、政府にとって監視と介入の手段になる

- 日本の歴史でいえば、戸籍、外国人登録制度、共通番号（マイナンバー）制度など。
- カナダの歴史でいえば、中国系カナダ人の人頭税や移民禁止や、日系カナダ人の強制収容・財産没収・追放の例がある。
- 戦前戦中の日本は植民地を管理する手段として、様々な登録・識別制度を設けて、植民地出身者を監視対象にした。
- 日本の植民地の中で、中国東北部（満州）では住民や労働者に指紋の登録が課され、登録・識別制度は日本の支配にとって欠かせなかった。日本の特務（スパイ）機関が最も多く活動したのも、中国東北部。この二つの事実は偶然の一致ではない。

２、なぜアメリカの制度の丸写しなのか





“NSAには総合評議室と呼ばれる部署があって、１００人程度の法律家が働いています。この法律家グループは外務取締役会と呼ばれる部署と一緒に、どの国が法的にどこまでNSAに協力して情報収集することが可能か、それ以上の諜報活動を求めれば国内法や憲法に違反する、または人権侵害になるといったことを把握している。ではどうすれば人権上の制約を回避できるか、どうすればその国が自国民をスパイすることを妨げている法の守りを解くことができるか、もっと情報を機密化して公衆の目から隠すことができるかを検討しているのです。そうすれば、その国の諜報機関がNSAと一緒に、もっと深い闇まで入っていけるから…」
（スノーデン・インタビューより『スノーデン、監視社会の恐怖を語る』９０ページ）”

アメリカに奉仕するための日本のスパイ活動の公式化・合法化

- サイバー攻撃・スパイ法が成立ーー２０２２年、ブレア米国家情報長官が「日本のサイバー防衛はマイナーリーグ。日米同盟の最大の弱点」と酷評し、日本政府がアメリカやカナダを例に「欧米主要諸国と同等以上にサイバー対処能力を高める」（国家安全保障戦略）と表明。（２０２５年３月２１日付朝日新聞）違法な国家監視を合法化する法律を他国につくらせて、アメリカのスパイ活動を担わせる。
- 「はっきり言えることは、彼ら（NSA）は何年もかけてファイブ・アイズという５カ国のネットワークを立ち上げ、スパイと司法上の抜け道のシステムをつくりあげた。次に同じことを他の国々にも輸出し始めたのです。」（スノーデン・インタビューより『スノーデン、監視社会の恐怖を語る』９３ページ）

３、アメリカのスパイ防止法はどんな結果をもたらしたのか

- アメリカのスパイ防止法（Espionage Act）は、アメリカの第一次世界大戦参戦後の１９１７年に制定。
- この法律によって訴追された人々：社会主義者、アナーキスト、反戦活動家、そして政府にとって不都合な真実を告発した人々
  - ジュリウス＆エセル・ローゼンバーグ（ソ連のスパイとされ、１９５３年に処刑）
  - ダニエル・エルスバーグ（ペンタゴン文書でベトナム戦争の不正を暴く）
  - ジュリアン・アサンジ（ウィキリークス創始者）
  - チェルシー・マニング（イラク戦争の戦争犯罪を内部告発）
  - エドワード・スノーデン（NSAの世界監視を暴く）





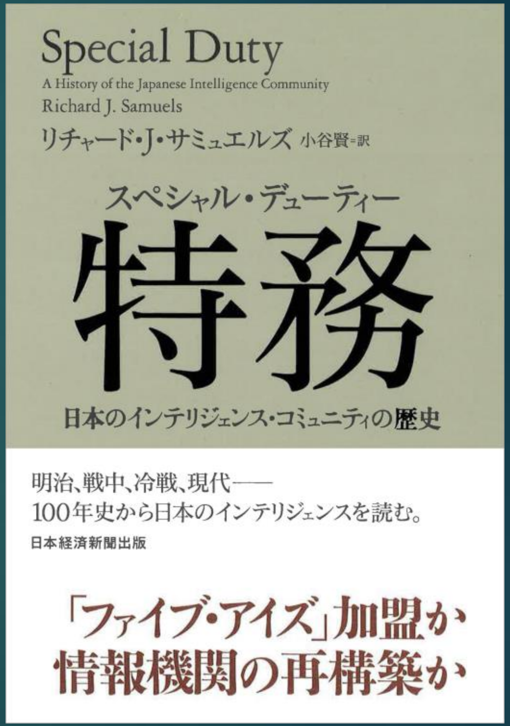


スパイとして訴追されると「国家の敵」。公平は裁判を受ける権利はない。

- 通常の刑事裁判と違い、裁判の内容が国家機密に触れるとされ、裁判は一部もしくは全部非公開になる。
- スパイとして訴追された証拠は公にならない。被告人側やジャーナリスト、市民社会が容疑を検証することはできない。
- 被告人は自分を弁護する機会を奪われる。
- 軍法裁判、軍事法廷、超法規的処罰に近づく。
- インテリジェンス（諜報）による情報収集と、刑事捜査のための証拠集めはまったく異なる。通常の刑事事件では、違法な証拠収集は証拠能力を失うが、諜報では違法に収集した情報でも事実として流通してしまう。スパイ機関はほとんど情報源を明かさない。

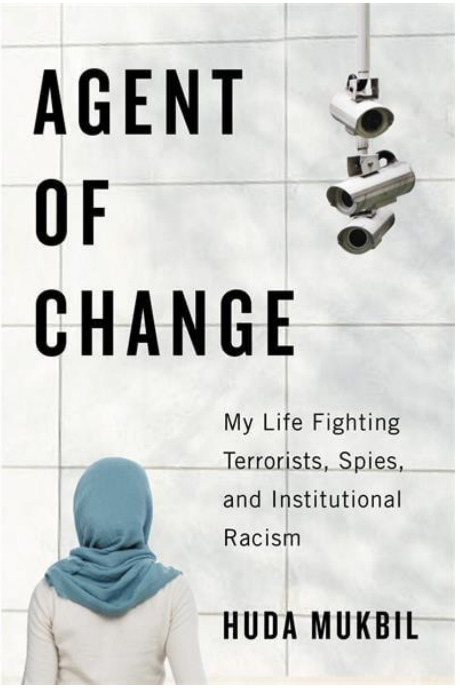
しかも、スパイ機関の情報は間違いが多い

- 「戦争において入手する情報の多くは互いに矛盾している、それよりもさらに多くの部分は誤っている、そして最も多くの部分はかなり不確実である」（クラウゼヴィッツ『戦争論』）
- 「秘匿がルールでデータは断片的で曖昧、答えを求める政治的圧力は甚大というインテリジェンスの世界では、選択的な、不正の可能性もあるデータの利用が特に顕著である。これはすべて『確証バイアス』への傾向を強める。」（サミュエルズ、５２ページ）
- 構造的問題点（５７ページ）
  - 「軽視」政策立案者が分析官の警告を無視するか選り好みする。
  - 「過剰な調和」分析官が政策立案者の意見であると信じるものに自分の見積もりを一致させるよう改ざんする。
  - 「政治化」あらかじめ出された結論に合うように情報を操作しようとする、または諜報機関にとって望ましい分析結果を知らせておこうとする
- だが、間違いと失敗が、任務と予算の拡大につながるのが諜報の世界！



4、スパイ組織は誰の利益を守ってきたのか？

- カナダのスパイ機関CSIS（Canadian Security Intelligence Service）は９.１１以降、多くのアラブ系カナダ市民を監視下に置き、無実の市民が外国施設に拘留されたり、拷問を受けたり、飛行機の搭乗を拒否されたりする事件が起きた。
- CSISで最初のムスリム女性の元スパイ、フーダ・ムクビルはCSIS内部の価値観を著書で明かす。
  - ムスリムとテロリストは同義語。
  - 2000年代、対テロ部門でアラビア語を話す職員はムクビルだけ。
  - 多くの職員は海外経験がなく、「中東専門家」すらムスリム国へ一度も行ったことがないい。
  - 「白人のおじさんクラブ」2014年の時点で非白人の管理職はゼロ。





カナダでは、スパイ機関と警察の発達は白人至上主義と入植者植民地主義（settler colonialism）と切っても切り離せない

- 先住民族に対する監視—寄宿学校制度、保健・福祉制度を通じた介入、自然資源の搾取、主権回復運動の弾圧、極端に高い投獄率　e.g. Project SITKA
- 黒人に対する監視ー警察の暴力、極端に高い投獄率、保健・福祉制度を通じた介入
- イスラム教徒に対する監視ー対テロ戦争下での違法な逮捕、監禁、超法規的暴力　e.g. Maher Arar, Hassan Diab
- 中国系カナダ人への監視ー登録の義務化、移民の禁止、人頭税
- 日系カナダ人への監視ー強制収容、財産没収、追放、強制移動
- 共産主義者、社会主義者、LGBTQ、フェミニスト、ホームレスなどに対する監視



攻撃性を増す監視技術と、それを開発するビッグ・テックがスパイ機関と協力

- イスラエルの８２００部隊によるパレスチナ人に対するAI監視、ドローン使用
- アメリカのICEによる移民に対する顔認証、位置追跡、反対者の監視
- イスラエル製「ペガサス」などのスパイウエアを密かに購入し、ジャーナリストや市民の携帯電話をハッキングして使用する各国政府と警察

5、スパイ防止法とスパイ機関の創設は日本社会をどう変えるか

- 公式にスパイ機関としてお墨付きを得、秘密に守られた国家情報局、国家情報官、対外情報庁は、巨大で違法な個人情報収集能力を与えられ、政治リーダーたちの意思決定への影響力を強める。
- スパイ機関の秘密主義は民主主義と元来相容れない。スパイ行為は違法であるからこそ隠される。スパイ機関は、法を犯すという例外的権限を与えられた国家の中の国家へ。
- 制度化され、内面化されるスパイ防止と排外主義は、コミュニティに敵対心を醸成し、社会の多様性と創造性を大きく傷つける。愛国心と忠誠心があらゆる価値の上位に配備されれば、密告社会へ。
- 日本は対米従属を強める。「ウサギの長い耳」は立て前？
- 増大する軍事費とともにスパイ機関の支出（何に使っているのかは不明確）も増え、日本社会はますます貧困化する。

かつて来た滅びの道か、それとも…？

- 「壁に耳あり、障子に目あり」「触らぬ神にたたりなし」で戦争や自衛隊については話さない方がいい？
- 政府批判を自粛するなら民主主義とは言えず、表現の自由、集会・結社の自由、報道の自由、言論の自由は絵に描いた餅に。
- 世論操作もスパイ機関の業務。政権と自らに都合のよい情報を流し、国家の「脅威」を演出し、対抗する人々の社会的信用を失墜させる。
- スパイ機関を監督する機関はあった方がいいとしても、スパイ活動の検証には限界がある。
- 世界的に台頭する新たなファシズムと、対中関係の悪化の中で、自由と平和をどう実現するか？

だから、スパイ防止法とスパイ機関はつくらない方がいい。つくってはいけない。

